

令和5年 中間市農業委員会総会（9月）議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月）10時00分開会～10時45分閉会
2. 開催場所 中間・遠賀リサイクルプラザ
3. 出席委員 6名
会長 柴田 功 1番 貞末 照 2番 白橋 宏
3番 貞末 重雄 4番 日高 靖 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 事務局 5名 宮崎事務局長 深川補佐 山本係長 坂本 熊井
6. 議事日程について
報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（転用）
議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（利用権設定）
議案第25号 農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）

【議事内容】

柴田議長：皆さんおはようございます。定刻前ですが、お揃いのようなので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数が出席しております。よって、令和5年9月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いたします。

まずは、報告事項について議題といたします。報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：資料1ページをお開きください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてです。こちらは、所有者はそのまま、地目を農地以外に転用するための手続きとなっております。それでは、説明に入ります。農地の所在、大字垣生字

通ヶ浦〇〇、面積 63 m²、申請人〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇、転用目的は露天駐車場となっております。こちらにつきましては、地目の現況が宅地となっておりますが、これは2ページ目の写真をご覧いただければと思います。状況としては、既に農地ではなくなっているため、固定資産税の課税台帳上では、宅地扱いとなっているもので、以前は畑をしていたとのことですが、それを辞めて一帯を駐車場として使用するため転用の届出がなされたものであります。位置図等は2ページ目に掲載しておりますのでご確認をお願いします。説明は以上です。

柴田議長：ただいま説明がありましたとおり、一部の転用が済んでいなかったようで今回転用の届出がなされております。説明に対しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。意見がないようですので報告第1号を終わります。

次に議決事項について議題といたします。

議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料5ページをお開きください。議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」です。こちらにつきましては、利用権の設定を受ける者が農地中間管理機構になりますので、一部省略して説明を致します。

1件目、農地の所在地中間市大字中底井野字金嶺〇〇。面積 337 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。利用期間 10年。10a 当たり賃借料 10,000 円。

2件目、農地の所在地中間市大字垣生字土取〇〇外 2筆。合計面積 4,282 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。利用期間 10年。10a 当たり賃借料 10,300 円。

3件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王〇〇外 8筆。合計面積 9,954 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市扇ヶ浦〇〇。利用目的田。利用期間 10年。10a 当たり賃借料 10,000 円。

4件目、農地の所在地中間市大字上底井野字鷺ヶ池〇〇。面積 1,629 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市中央〇〇。利用目的田。利用期間 10年。10a 当たり賃借料 10,000 円。

5件目、農地の所在地中間市大字上底井野字鷺ヶ池〇〇。面積 1,451 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所北九州市八幡西区〇〇。利用目的田。利用期間 10年。10a 当たり賃借料 10,000 円。

6 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字柿添〇〇外 4 筆。合計面積 5,864 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市中央〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。10a 当たり 10,000 円。

7 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園〇〇外 18 筆。合計面積 20,348 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。こちらは、使用貸借のため賃借料は発生しません。

8 件目、農地の所在地中間市大字垣生字弥勤鼻〇〇外 4 筆。合計面積 8,189 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。利用期間 5 年。こちらも、使用貸借のため賃借料は発生しません。

9 件目、農地の所在地中間市大字垣生字下大隈田〇〇外 4 筆。合計面積 5,700 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。10 a 当たり賃借料 11,000 円。

10 件目、農地の所在地中間市大字垣生字九反間〇〇外 4 筆。合計面積 7,318 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所北九州市八幡西区〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

11 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王〇〇外 2 筆。合計面積 4,101 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市扇ヶ浦〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

12 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下〇〇。面積 589 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

13 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根〇〇外 6 筆。合計面積 8,391 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

14 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王〇〇外 6 筆。合計面積 4,511 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。利用期間 10 年。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

説明いたしました 1 件目から 14 件目までの農地の位置図につきましては、14 ページから 25 ページに載せておりますのでご確認をお願いします。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。今回も件数が多いですが、中には使用貸借というのが含まれております。使用貸借というのは無償です。物納が多いと思いますが、賃借料が設定されていないものはこれに当たります。

柴田議長：はい。貞末重雄委員。

貞末(重)委員：先月、賃借料について近隣の調査をお願いしたところですが、結果の集計はどうなっていますか。

事務局：調べておりますので、その他で報告させていただこうと思っております。

柴田議長：他に意見等はありませんか。無いようでしたら採決に入ります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

出席者全員賛成のため、原案どおり承認いたします。

これで議案第 24 号を終わります。

続きまして、議案第 25 号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。

議案第 25 号には、私と貞末重雄委員の案件が含まれておりますので一時退室致します。ここからは、貞末副会長に進行をお願い致します。

貞末副会長：これからは、私が進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第 25 号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。それでは、提案理由のご説明をお願いします。

事務局：資料 26 ページ目をお開きください。

議案第 25 号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」の説明をいたします。こちらは、議案第 24 号で承認された農地利用集積計画を中間管理機構から担い手さんに配分する議案となります。こちらは、中間管理機構から担い手さんへの移転となりますので、ここでは、農地の所在と権利の設定を受ける者、利用目的のみをご説明致します。

1 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字金嶺〇〇。面積 337 m²。権利の設定を受ける者〇〇〇〇氏。住所中間市大字中底井野〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 11 月 15 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払方法は口座振替です。

2 件目、農地の所在地中間市大字垣生字土取〇〇外 2 筆。面積合計 4,282 m²。権利の設定を受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 11 月 15 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年。10 a 当たりの賃借料 10,300 円。支払方法口座振替。

3 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字鷺ヶ池〇〇外 15 筆。合計面積 18,898 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 11 月 15 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年。10 a 当たりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

4 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園〇〇外 18 筆。合計面積 20,348 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 11 月 15 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年。こちらは、使用貸借のため賃借料は発生しません。

5 件目、農地の所在地中間市大字垣生字弥勤鼻〇〇外 4 筆。合計面積 8,189 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 11 月 15 日から令和 10 年 10 月 31 日までの 5 年。使用貸借のため賃借料は発生しません。

6 件目、農地の所在地中間市大字垣生字下大隈田〇〇外 4 筆。合計面積 5,700 m²。権利の設定を受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 11 月 15 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年。10 a 当たり賃借料 11,000 円。支払方法口座振替。

7 件目、農地の所在地中間市大字垣生字九反間〇〇外 4 筆。合計面積 7,318 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字垣生〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 11 月 15 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年。10 a 当たり賃借料 10,300 円。支払方法口座振替。

8 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王〇〇外 1 筆。合計面積 2,903 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 10 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

9 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下〇〇。面積 1,198 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 10 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

10 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根〇〇外 14 筆。合計面積 15,890 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 10 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日までの 10 年 1 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

11 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王〇〇外 1 筆。合計面積 2,399 m²。権利の設定受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字上底井野〇〇。利用目的田。存続期間令和 5 年 10 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日までの 6 年 6 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。

説明しました1件目から11件目までの農地の位置図につきましては、農地利用集積と同様であるため省略しております。説明は以上です。

貞末副会長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、採決をとります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案とおり承認されました。

これで議案第25号を終わります。柴田会長、貞末重雄委員は入室をお願いします。

柴田議長：続きまして、議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。議案第26号は、〇〇委員の案件が含まれますので退室をお願いいたします。それでは、提案理由の説明をお願いします。

事務局：資料37ページ目をお開きください。

議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」説明をいたします。こちらにつきましては、7月の総会で元の所有者から農地中間管理機構への売買に関して承認をいただいている、登記の移転が済んだため、農地中間管理機構からの所有権移転について承認を求めるものです。それでは、説明に入ります。

農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇、面積228㎡。同じく、字土手外〇〇、面積442㎡。所有権を移転する者公益財団法人福岡県農業振興推進機構、住所福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇氏、住所中間市大字下大隈〇〇。利用目的田及び畑。売買価格174,100円。移転の時期令和5年9月25日。支払期限も同様になっております。こちらの位置図につきましては、38ページに載せておりますのでご確認をお願いします。説明は以上です。

柴田議長：ただいま事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。無いようですので、採決に移りたいと思います。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数のため、原案とおり承認致します。

これで議案第26号を終わります。それでは、〇〇委員は入室をお願いします。

す。

続きまして「その他について」を議題といたします。

事務局ありませんか。

事務局：前回、貞末重雄委員から言われておりました近隣市町村の賃借料について調査結果を報告させていただきます。今年度の平均賃借料、岡垣町 8,000 円、芦屋町 10,000 円、遠賀町 9,300 円、水巻町 5,000 円、鞍手町 10,090 円、直方市 9,000 円となっております。報告は以上です。

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第 9 条により議長において、貞末照委員、白橋委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議事録署名委員

貞束 照

白崎 宏